

ビークルエナジージャパン株式会社

グリーン調達ガイドライン

2026 年 8 月 Ver.1

ビークルエナジージャパン株式会社 調達本部

目 的

本ガイドラインは、「ビークルエナジージャパン サプライヤCSR※調達ガイドライン」の一部を構成するもので、当社の環境方針に沿ってグリーン調達※を推進していただくため、取引先の皆様にご協力いただきたい事項をまとめたものです。ひとつは、グリーン調達に関する調査へのご協力をお願い、もうひとつは当社に納入いただく製品に含有される化学物質の管理に関する当社の考え方と皆様へのお願いです。

※グリーン調達：環境への影響に配慮し、環境負荷の少ない原材料、部品、製品及びサービスを優先して調達すること

※CSR (Corporate Social Responsibility)：企業の社会的責任

当社の環境方針については、下記をご確認ください。

[持続可能な社会に向けて | ビークルエナジージャパン株式会社](#)

環境課題への取り組みに対する取引先の皆様への要求事項については、ビークルエナジージャパン サプライヤCSR調達ガイドラインをご確認ください。

[サプライヤCSR調達ガイドライン | ビークルエナジージャパン株式会社](#)

目 次

A. グリーン調達・CSR調達に関する調査協力へのお願い

1) 調査の要領	2
2) 調査の内容	2

B. 納入品に含有される化学物質の管理について

1) ビークルエナジージャパン自主管理化学物質	3
2) 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について	3
3) 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）	3
4) 材料・製法及び化学物質の含有情報などに変更が生じた場合	3
5) 含有化学物質の調査、含有量計算	3

A. グリーン調達・CSR 調達に関する調査協力へのお願い

当社は、取引先の皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流の取引先の皆様の状況について、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

1) 調査の要領

(1) 調査のカテゴリー

調査は下記二点のカテゴリーに分けて行います。

- (i) 取引先の皆様のグリーン調達・CSR調達に関する活動の状況
- (ii) 納入品の含有化学物質に関する情報

(2) 調査回答方法

- (i) 「CSR/サステナビリティアンケート」(別途) の設問事項に沿って各社様の取り組み状況をご回答いただきます。
- (ii) 納入品の含有化学物質に関する情報は取引先様にてIMDS^{*}に登録いただき、使用状況をご回答いただきます。

(3) 調査頻度

- (i) 「CSR/サステナビリティアンケート」については、1回/年に当社より調査を依頼させていただきますので、見直し・更新の上ご回答をお願いいたします。
- (ii) 含有化学物質情報は、法規制更新やお客様からのご要求などにより再調査が必要な場合のみ依頼いたします。

2) 調査の内容

(1) マネジメント全般

- CSR/環境/サステナビリティに関する活動を推進する体制の有無
- CSR/環境/サステナビリティに関する行動規範の有無
- CSR/環境/サステナビリティに関する教育訓練の実施状況について

(2) 労働条件と人権

- 労働条件と人権に関する方針の有無
- 上記方針に関する教育訓練の実施状況について
- 労働条件と人権に関するマネジメントシステムの有無

(3) 健康と安全

- 健康と安全に関する方針の有無
- 上記方針に関する教育訓練の実施状況について
- 安全衛生管理システムの有無

(4) ビジネス倫理

- ビジネス倫理に関する方針の有無
- 上記方針に関する教育訓練の実施状況について

(5) 環境

- 環境に関する企業理念、環境方針の有無
- 環境保全に対する目的・目標の有無
- 水の管理、大気への排出管理、持続可能な資源管理と廃棄物削減などの取組状況
- 上記方針に関する教育訓練の実施状況について
- 環境マネジメントシステムの有無、EMS(環境マネジメントシステム)認証などの取得状況

(6) 個人情報保護、及び情報セキュリティ

- 個人情報保護、情報セキュリティ管理に関する規則、手順の有無

(7) 責任ある調達活動

- 上流の取引先に対するCSR/サステナビリティ要求事項、ポリシーの有無
- 上流のサプライチェーンに対するリスク評価の実施状況など

(8) その他

- 法規制の変化など、状況に応じ調査項目が追加される場合があります。

B. 納入品に含有される化学物質の管理について

1) ビークルエナジージャパン自主管理化学物質

当社では、「**禁止物質群**」と「**管理物質群**」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握しています。

■ビークルエナジージャパン自主管理化学物質の考え方

区分	管理対象物質	主な法規制
禁止物質群	・納入品に含有していることを禁止する化学物質。 ・国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が原則的に禁止されている物質のうち当社への納入品に使用される可能性がある化学物質。 ・VEJ_製品含有化学物質管理リストClassification(分類)列で、 Pが相当	詳細はVEJ_製品含有化学物質管理リストを参照。 ※VEJ_製品含有化学物質管理リストについては当社購買担当者に確認ください。
管理物質群	・国内外の法規制他で、使用実態を把握し適切な管理を要求されている物質。 またリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。 ・用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群を含む。 ・VEJ_製品含有化学物質管理リストClassification(分類)列で、 P以外が相当	

また納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送などの段階で使用される化学物質について、供給保全の観点から調査をお願いする場合がありますので併せてご協力をお願いいたします。

2) 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

当社では、資材取引において締結する基本契約書の中で、取引先の皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ品質管理の観点から化学物質の不含有を保証していただきます。当社へ納入頂く製品の全ての含有化学物質の情報は、基本的にIMDS※にて登録をお願いします。取引先様にIMDS※への登録が困難であるという理由を当社設計部門が認める場合に限り、取引先様に「不含有及び不使用保証書」を記載いただきご提示をお願いいたします。

尚、「不含有」とは「意図的な添加」または「不純物などの非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

3) 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、取引先の皆様の最善の手段を採用してください。

禁止物質群については、国内外の法規制などにより使用が原則的に禁止されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。

管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。

また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご注意ください。

4) 材料・製法及び化学物質の含有情報などに変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者などについて変更が発生した際には、変更内容と影響範囲について事前にご連絡いただいた上で、必ず変更前に当社の承認を得てください。また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくをお願いいたします。

5) 含有化学物質の調査、含有量計算

材料、部品などの化学物質の含有量やその計算はIMDS※に従って進めてください。

※IMDS：International Material Data System（国際材料データシステム）

その他ご不明点、ご相談がある場合は当社購買担当者までご連絡ください。